

2014年11月21日

信金中央金庫

理事長 田邊光雄 殿

全国金融労働組合連合会

中央執行委員長 中島康隆

要 請 書

私たちは、本年4月18日にも、金融庁に対して「武生信金における不正融資の経営責任を明確にすること。あわせて内部告発しようとした職員を逆に懲戒解雇処分にしたことへのコンプライアンス違反を早急に改善するよう指導すること」との要請を行い、争議の早期解決を求めました。

9月30日付の地元紙には、「武生信金の不正融資問題を北陸財務局は14年前から把握していた」ことが大きく報道されました。

福井地方裁判所で審理されている、武生信金の内部告発者に対する懲戒解雇問題は、2011年に地元の雑誌「北陸政界」に武生信用金庫経営者による不正融資をはじめとするコンプライアンス違反の実態が掲載されて以降、労働組合が経営者に再三にわたり事実関係の究明を求めてきました。

しかし、経営者は、知らぬ存ぜぬという極めて無責任な対応を繰り返し、事実関係の究明のため経営者の社内メールにアクセスした職員2名を懲戒解雇にするという、公益通報者保護法の趣旨をふみにじるコンプライアンス違反の「首切り」を強行しました。

武生信金不正融資問題については外部から2000年に既に福井行政評価事務所に寄せられており、北陸財務局にも連絡が行なわれていたにもかかわらず、不正融資が長年放置されてきたことになります。

北陸財務局が、不正融資に関して武生信金に適切な改善指導さえ行なっておれば、懲戒解雇理由とされた、アクセス行為自体が無用のものであったことは明らかです。

現在、武生信金に対して信金中金からも役員が派遣され、業界として同信金の経営再建に向けた取り組みが進められていることは評価されるものですが、信金中金として資本注入を行なう以上、当該信金に対して、裁判を待つまでもなく、少なくともこのようなコンプライアンス違反の懲戒解雇処分を撤回し職場に戻すよう指導されることを強く要請します。

以 上